

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和7年度第3回）	
日時	令和8年1月29日（木）14時00分～15時30分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、高良副会長、植田委員、田中委員、田村委員、日置委員、あかねがくぼ委員、松本（浩）委員、成瀬委員、安田委員、山崎委員、田嶋委員、相田委員、河津委員、佐藤委員、根本委員、松本（晋）委員
	区側	高齢者担当部長、障害者施策課長、高齢者施策課長（高齢者施設整備担当課長）、高齢者在宅支援課長（地域包括ケア推進担当課長）、介護保険課長、在宅医療・生活支援センター所長、保健サービス課長
	事務局	香村、西島
欠席者	堀本委員、大塚委員、手島委員、横倉委員、保健福祉部管理課長	
配布資料等	<p>〔資料1〕 介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について</p> <p>〔資料2〕 杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和6年度実績）に係る検証・評価結果について（案）</p> <p>〔資料3〕 杉並区地域包括支援センター（ケア24）の開所時間の変更等について</p> <p>〔資料4〕 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について</p>	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者担当部長あいさつ</li> <li>2 新委員紹介</li> <li>3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について〔資料1〕</li> <li>（2）杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和6年度実績）に係る検証・評価結果について（案）〔資料2〕</li> <li>（3）杉並区地域包括支援センター（ケア24）の開所時間の変更等について〔資料3〕</li> <li>（4）地域密着型サービス事業所の指定（区外）について〔資料4〕</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> </ol>	
会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について（報告）</li> <li>2 杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和6年度実績）に係る検証・評価結果について（報告）</li> <li>3 杉並区地域包括支援センター（ケア24）の開所時間の変更等について（報告）</li> <li>4 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告）</li> </ol>	
高齢者施策課長	<p>定刻になりましたので、令和7年度第3回杉並区介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、堀本委員、大塚委員、手島委員、横倉委員からは欠席のご連絡を、根本委員からは遅れる旨のご連絡を頂いているところです。このほかにもまだ来られていない委員もいらっしゃいますが、過半数以上出席いただいておりますので、会議は成立しているということで始めさせていただきます。</p> <p>初めに、高齢者担当部長の徳嵩よりご挨拶申し上げます。</p>	

<p>高齢者担当部長</p>	<p>こんにちは。高齢者担当部長の徳高淳一です。1月の終わりとなりますが、事務局一同の気持ちを込めて本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日は、報告事項が4件で、そのうち1番目と2番目は資料にボリュームがあって、事前にお送りさせていただいていたとはいえ、今日のご説明と質疑によりご理解を深めて頂ければと思っております。</p> <p>1番の総合事業について、当区の介護保険事業に関しては、平成24年から令和3年度までの10年間は、令和7年に団塊世代が後期高齢者となるという2025年問題を視野に、特別養護老人ホームの定員数を10年間で1,000床増やす計画を掲げて、そこは精力的に取り組んで達成したことが大きなポイントとして挙げられます。</p> <p>その上で、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる2040年問題に向け、高齢者の人口がさらに増え、要介護認定者数も増えていく中で、改めて、健康維持・増進、あるいは介護予防というところをしっかりとやっていく必要がある。その一環としてこれからこんな事を考えて取り組んでいきたいと思っているということの後ほど説明し、委員の皆様からご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>2番目の報告は、現在の高齢者施策推進計画は令和6、7、8の3か年計画で進めているところですが、1年目となる令和6年度の振り返りということで進捗状況のご報告をして、今後の取組に向けたご意見を頂き、それを参考に更なる推進に生かしていく考えです。</p> <p>実は、計画の進捗状況については、これまで介護保険運協の場で1年ごとに振り返ってご報告して意見を頂戴しておりませんでしたので、今回初めてとなります。そのため、資料が見にくかったり、不十分などところがあるかもしれませんが、様々なご意見を踏まえて今後の参考にしていく考えです。</p> <p>本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>ありがとうございました。次に次第2「新委員紹介」でございます。席上配布しました参考資料の委員名簿を御覧ください。第2回杉並区介護保険運営協議会の際にご案内させていただきましたが、杉並区議会からご推薦いただいております奥田雅子委員に代わりまして、名簿の6番目のあかねがくぼ舞委員が新たに就任されています。本日出席されているあかねがくぼ委員、一言ご挨拶頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>あかねがくぼ委員</p>	<p>杉並区議会議員のあかねがくぼ舞と申します。年度の途中から私がこの運営協議会に関わることになりました。初めて介護保険運営協議会に関わることとなりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>ありがとうございました。委員名簿、幹事名簿は席上に配布させていただいておりますので、ご確認頂ければと存じます。</p> <p>それでは、これ以降、古谷野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
<p>古谷野会長</p>	<p>改めましてこんにちは。第3回の介護保険運営協議会です。</p> <p>本日は報告事項のみとなっておりますが、このうちの1つが今後の杉並区の介護保険事業の運営に大きく影響するかもしれない内容を持っておりますので、限られた時間ではありますが、いつものように活発なご議論を展開していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

	<p>最初に資料の確認から入ります。海津課長、お願いします。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>本日、先ほど申し上げたとおり報告事項が4件ございまして、資料番号は1から4となっております。</p> <p>なお、資料2につきましては、記載内容に誤りがございましたので、正誤表を席上に配布させていただいております。修正箇所が多くて大変申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>資料については以上でございます。</p>
<p>古谷野会長</p>	<p>資料はよろしいでしょうか、お手元にそろっていますか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、議事に入ります。</p> <p>まず次第の3。報告事項の1「介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について」です。報告内容がかなり豊富で、そしてかなり複雑な部分もありますので、幾つかに分けて資料の説明をしていただくことにいたします。</p> <p>では、海津課長、お願いたします。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>お手元の資料1と資料1別紙というものがございまして、本日は主に別紙1を用いて説明させていただこうかなと考えております。</p> <p>まずはこの介護予防・日常生活支援総合事業自体の理解を深めるために、別紙1の左側のほうからご説明をまいります。なぜ区のほうがこういった経緯で見直しをしていかなければいけなくなったのかというところが、一番最初の令和6年8月に国が介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等を大幅に改正いたしました。それを受けて区のほうでは検証ですとか今後の取組をどうやっていけばよいのかということを取りまとめたところですので、それを別紙の検討報告にまとめさせていただいているのですが、まず、区としてはできることを令和8年度から実施していきましょうということ。それ以外のものについては、進めながら、検証・検討もしながら拡充していきたいという考えに至っているということでございます。</p> <p>それでは「総合事業の概要」ですが、そもそも基本的に総合事業は区市町村が主体となって、いわゆる医療介護の専門的支援である介護サービスとは別に、介護予防に資する多様なサービスを実施しながら要支援の高齢者等に対して効果的・効率的な支援を行っていく事業となります。</p> <p>介護サービスとは別というのとは、いわゆる介護事業者が行っている介護給付に関わるサービスとは別に相互のバランスをとりながら、区市町村のそれぞれの状況に応じて、それぞれが介護予防の取組を進めてください、多様な主体、地域の団体であったりとかNPO団体であったり、そういった地域の資源を活用しながら、進めていくことになっているものです。</p> <p>では、どういったものが介護予防・日常生活支援総合事業かといいますと、大きくは「一般介護予防事業」と「サービス活動事業」、この2つということになっています。</p> <p>表にあるとおり、まず「一般介護予防事業」については、「介護予防普及啓発事業」と、「地域介護予防活動支援事業」がございまして、名のとおり、「介護予防普及啓発事業」とは、杉並区でつくっているパンフレットだとか介護予防の冊子だとかもそれにあたりますが、そのほかに様々な教室、講座というものを実施しています。足腰げんき教室、ウォーキング講座、栄養講座だとか認知症予防講座、こういったものを実</p>

施しながら介護予防の普及・啓発を進めているところです。

また、「地域介護予防活動支援事業」は、ここに記載されているとおり、健康づくりや栄養改善等の活動により、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進していくということで、杉並区では、わがまち一番体操ですとか公園から歩く会、栄養満点サロンだとか、そういった活動があります。これらの事業を基本的に65歳以上の高齢者の方を対象に実施をしてきているところです。

続きまして、下の「サービス・活動事業」のほうになりますが、まず「従前相当サービス」というものがあります。ちょっと小さくて読みづらいのですが、法改正により、平成27年以前の介護予防給付と同様に指定事業者が提供するサービスということで、区内には様々、通所介護事業所ですとか訪問介護事業所があり、直ちにこれをなくしてしまうとサービスを受けていた方が受けられなくなってしまうこととなりますので、従前相当サービスとして存置し、ヘルパーが自宅を訪問して、身体介護やお掃除等をやっていただく訪問型と、いわゆるデイサービスに通っていただく通所型のサービスを行っています。現在は、サービス活動事業の8割方が、この従前相当サービスとなっています。

その下、「多様なサービス・活動」と記載されているところに、「サービス・活動A」、「サービス・活動B」、「サービス・活動C」と記載されておりますが、まず「サービス・活動A」は、こちらも「訪問型」と「通所型」があり、その中に「指定」と「委託」と分かれています。基本的には「指定」というのは、指定事業者、いわゆるサービス事業者がやっているのですが、ただ、意味合いが先ほどの従前とは別でして、主にヘルパーさんが自宅を訪問して掃除等の生活援助を実施する。要はできること、できないことをしっかりと確認しながら、できないことだけをお手伝いしています。通所についても、機能訓練ですとか食事入浴を提供はしているのですが、必要なところだけ機能を上げながら卒業も含めて考えていきたいと思いますということになっています。

「委託」というのは、一番右側の備考欄を見ていただきたいのですが、杉並区では実はこの委託型の「サービス・活動A」というのは今まで実施していません。内容については、基本的には先ほど申し上げた指定と同じようなサービスを実施していくということになっています。

そして、「サービス・活動B」。こちらについても杉並区は未実施ということになっています。こちらは多様な住民主体団体等が掃除ですとか洗濯等の生活援助を実施すると。要はボランティアとNPO団体等が行うサービスです。

先ほどの委託型と何が違うのかということになってきますと、サービスBに指定していくと、杉並区から一定程度受け入れの状況に応じて、指定されたところについては補助金等をお渡ししながら運営をしていただくものと考えていただければよろしいのかなと思います。ですから、基本的には住民の方ができることをお手伝いするサービスで、専門職によるものではないということです。

最後、「サービス・活動C」は、理学療法士等の専門職が3から6か月間の短期集中的な運動器ですとか口腔機能の向上などの相談・指導を実施と記載させていただいておりますが、訪問型も通所型も区が事業者等に委託をしながら、その方の機能を上げるために3か月から6か月で卒業いただくような支援をしながら実施しているものです。こちらについては杉並区では短期集中プログラムということで要支援

	<p>1、2の方をつないで機能を上げてきているというところでございます。</p> <p>ここまでで、ご不明点ありますでしょうか。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。非常に複雑な話で苦勞する部分なのです。2015年だったでしょうか。平成27年に介護保険法が改正されて、それまで全国一律に指定事業者のみがサービスを提供していたのに対して、新しくこの総合事業というものが加えられることになりました。それぞれの地域の特性に応じて指定事業者以外の団体等にもサービスの提供に関わっていただけるようにしてきたということです。そのときあまりにも大きな変更だったので、この介護保険運営協議会でも大変な騒ぎで、これは困ったことになるぞという話をしたのですが、それから10年近くたってまた大きく変わろうとしてきているところなのです。</p> <p>今この総合事業の説明をしていただきましたが、ここまでのところでご質問おありの方、いらっしゃいますか。</p> <p>では、田中委員。</p>
田中委員	<p>田中です。平成27年のときに要支援1、2の方たちを国は自治体のほうの総合事業でやってもらうという形になって今10年くらいたったということで、私もそのときに住民主体の受け入れるところってどのようになるのだろうとすごく心配して、実現できるのかなと心配だったのですが、この報告で、杉並区の場合は制度が変わって10年間くらい未実施だったのか、どうやって住民主体の活動をつくっていきけるのかが、すごく大変なご苦勞があったのかというか、多分すごく苦勞があったのだと思うのです。</p> <p>そのところ、今まで1つもそういうものがあったのかなかったのか。あったらどういうところがうまく行かなかったのかとか、あれば聞きたいと思います。</p> <p>私たち住民側も何か本当にお手伝いできることがあればなと思うのだけれども、住民主体と言われてもどうやって関わっていかも分からないというか、そういう状態がずっと10年くらい続いていたのかなと思うのです。ご苦勞があれば聞きたいです。</p>
古谷野会長	<p>その制度が変わったとき、総合事業が始まったときにやっぱり今、田中委員がおっしゃったような心配は大いにしたわけですが。この事業を担ってくれるところがあるのかと。それからもう1つは、それより前からサービスを受けている方たちにうまくサービスを継続できるかというところが大きな問題になったわけなのです。</p> <p>それで、先ほど海津課長が説明されたように、あるものについてはそこからスタートし、あるものについては結局スタートできなかったということで今日まで来ているというところなのです。</p> <p>そこから先の話はこの後の説明で出てくる部分になりますので、ちょっとお待ちいただければと思います。よろしいですか。</p> <p>ほかはいかがでしょう。ご質問おありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、説明を続けてください。お願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>そうしましたら、2「国のガイドライン改正のポイント」というところですが。今回、国のほうはもっとより地域住民の主体的な活動など、多様な主体による総合事業の充実と利用促進を図り、要介護、要支援認定に至らない高齢者を増加させて、要支援状態の高齢者の自立促進と重</p>

度化予防の推進をして、結果的に介護費用の抑制を目指すべきという方向性を明らかにしました。

資料1別紙の2ページ目をめくっていただくと、上の部分に今後の区の高齢者人口の将来推計人口がございませう。今後、2040年問題もあり、85歳以上の高齢者等が増えていくことが予想されています。そうしますと、現在でも介護人材の確保が非常に難しくなっている。しかし、介護人材の確保が難しいからといって手をこまねているわけにはいかない。介護サービスを使わなければいけない方に対してきちんとした専門職、ヘルパーさんなどで対応するようにしていくためには、そこまで至らない人に関しては、もっと区民同士、住民同士で支援をし合っていく必要があるということです。

現状、総合事業については、全国的に介護事業者が提供しているという状況がございませう。そのため、地域住民・団体などの多様な主体によるサービス活動を増やしていくことが課題であると認識しているところだす。

では今後、主な方向性としてはどのようにしていくのかというところになります、国としても、いわゆる住民主体のサービス活動ですとか集いの場を増やしなごら、総合事業へのアクセス機会と選択肢を拡充していき、こうした総合事業を推進することで地域共生社会の実現や地域の活性化を推進していく必要があるとしていませう。

こうした国の方向性を踏まえ、現在区内では、サービス活動に登録はされていないのだすが、実は似たような住民活動をされている場というのが結構あつたりするのだす。そういったものも含めてどうしていくのかということも検討していかなければならないと考えているところだす。

「区の報告書の概要」として、1ページ目には、今申し上げたとおり国からの方向性が示される中、杉並区としては平成28年度から実施している総合事業については、今まで特段の見直しは行っていないこと等を記載していませう。その上で、2ページ目から7ページ目では「総合事業を取り巻く状況」では、今後、中・重度の要介護認定者が増加する一方で、先ほど申し上げたとおり人材不足の問題もありますので、要支援1、2の高齢者を対象とする総合事業を拡充して、住民の活動等への参加を通じながら健康の維持増進を図り、要介護度の中・重度化に歯止めをかけていくことは非常に意義が大きい。

以上のことから、効果的、効率的に実施していくため、また、介護給付の経費の抑制に加えて住民主体の活動等が充実することで、地域共生社会の実現につなげていくことが重要であるということをもとめさせていませう。

一般介護予防事業の検証・評価の中では、先ほど説明させていただきましたが、足腰げんき教室だとか様々な教室を実施してありますが、事業目的に合致しているものの、実施内容の工夫だとか充実が必要なもの、また一部、口腔ケアとか栄養講座のように他の教室や施策事業と連携して実施すべきもの、また、らくらく歩行筋トレなどのように事業目的と事業内容の整合性に欠けるものが一部あるのではないかとまとめさせていませう。

これについては、本来であれば広くいろいろな方に参加いただかなければいけないもの、もしくはそれだけをやってもあまり意味がないのかなというところで、ほかの講座にちよい足しをすることで補う、で

	<p>すとか、リピーターではなくてもっと広く知っていただくためには、様々来ていただく必要があるだろうということをお中ではまとめさせていただいているということです。</p> <p>次に、「サービス・活動事業の検証・評価」。まず、13ページから14ページは「従前相当サービス」についてであり、国は、今後対象者は進行性疾患ですとか病状が安定しない者とする方針を示しています。そういったところを踏まえつつも、住民等の多様な主体によるサービス・活動AまたはBの充実を優先させて、結果として従前相当サービスの対象者がそれぞれのサービスに緩やかに移行される環境を図ることが望ましいのではないかとすることをまとめさせていただいています。</p> <p>14ページから16ページについては、「サービス・活動A」、これは訪問も通所もですが、現状の指定事業者のみによるサービス提供では足りないということになりますので、多様な主体によるモデル事業の実施などを通して段階的な充実を図っていくこととしたいとまとめさせていただいています。</p> <p>「サービス・活動B」については、これまで杉並区では実施してごいませんが、区内で行われている類似したサービスがごございます。そういったものの実施可能性を検討していく必要があるのではないかとすることを16ページにまとめさせていただいています。</p> <p>そして、17ページから18ページのいわゆる短期集中サービス、「サービス・活動C」は、今後のニーズに応じて既存事業の拡充を図る必要があるのではないかと。そして19ページ、「介護予防ケアマネジメント」というところになりますが、プランの作成に相当な負担を要しているということからも、現在行っているケアマネジメントAを簡略したマネジメントB・Cの導入を検討していく必要があるのではないかとすることをまとめさせていただいています。</p>
古谷野会長	<p>ここでまた一旦説明を切らせていただいて、ここまでのところのご質問があれば伺います。今ご説明いただいたのは、この10年間どうやってきて、今どの辺に問題がありそうかということの検証をしたという内容になります。よろしいでしょうか。</p> <p>では、部長どうぞ。</p>
高齢者担当部長	<p>資料1別紙の本編26ページの次から、資料編がありますが、その22ページの下段のほうに、表で「類似する区内活動状況」として令和6年度で531の活動があることを示しています。例えば、区内のゆうゆう館における協働事業の中には健康体操とかヨガ教室とか、介護予防や健康づくりに寄与するような取組もあり区内の様々なところで様々な類似したサービスが行われている実態があります。</p> <p>ですから、今後我々がサービス・活動事業の充実を図っていくに当たっては、この間、着実に各団体が実施してきたこれらの活動の実態等に応じて可能なところとコミットしてサービス・活動のすそ野を段階的に広げていくように進めていきたいと考えているところです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。ご質問、ご意見は。</p> <p>では、河津委員、どうぞ。</p>
河津委員	<p>今、介護保険の制度からは大分離れていたのが浦島太郎みたいな感じですけども、逆に私は地域活動のほうにすごくコミットしていたので、「えっ、何言ってるの？」という感じなのですよ、実は。</p> <p>地域の中で本当にそういう意識、私はあちこちかじっているという</p>

	<p>感じで、深くコミットしていませんが、リーダーでやっている人たちは結構いっぱい知っていて、本当にたくさん的人数が毎回集まったりするのです。50人とか60人とか。そこにちょっとしたお茶菓子とか、講習会をやった後に茶話会とかなんていうと、いろいろな分野の講習会をやっているのだけれども、今日は茶話会みたいなことになると本当にたくさんの方が楽しみにしてやって来るとか、会食だとか、居場所だとか体操だとか歌を歌ったりとか、そういう地域の活動をしている方々は、やっぱりこれ以上認知がひどくならない、歩いているかどうか確認しなければいけないとかそういう使命感だとか、それから何と言ったらいいのだろうな。やっぱりそうやってコミュニティをつくっていくことにもものすごく熱意を持っている方々なのですよね。</p> <p>そういう人たちがいろいろな活動をしていて、だけど、それはみんな点でいるわけですよ。社協の助成金もらっていたり。でもお金がなくて、みんな。結構苦勞してやっているのだけれども。そういう点でいる人たちは、これからそういう状態を維持していくために、介護保険法に基づいて総合事業にしてもうちょっとこ入れしていくというお話ですよ、これから。ということでもいいのですか。</p> <p>要するに、総合事業にきちんと位置付けば、もっと社会的に認められてずっと続けていけることになるということですか。これまでずっとやっている人たちを知っているの、いまいよいよ分からないのです、今説明されていたことが。もうちょっと制度上どういう扱いになるのかということをお教えください。</p>
古谷野会長	<p>22ページにあるように、これ以上にたくさん活動している方たちがいるわけですよ、今、河津委員がおっしゃったとおり。ただ、その方たちをうまく総合事業の中に組み入れていくことがこれまでできていなかった。それにはいろいろな理由があって、総合事業にするための基準の厳しさみたいなものがあったり、手続の煩雑さみたいなものが団体側にとっては重荷になったりとか、いろいろな理由があったのだと思うのです。それらを踏まえて解決できるところは解決しながら総合事業の中に組み込んでいくことによって従来型を抑えていきたい。それによって介護保険事業の安定的な継続が可能になるように仕組んでいきたいということなのです。具体的にどうやっていく、どう問題があってそれをどう乗り越えていくのかというのは、この次、この資料の裏面の説明の部分で出てくることになります。</p> <p>ですから、先ほどの田中委員も河津委員も分かっているから先に行ってしまうのですが、大事な話はその後出てくるということでお待ちいただければと思います。</p>
河津委員	<p>分かりました。</p>
古谷野会長	<p>よろしいですか。それでは、いよいよその本題というべき資料1の裏面の説明をしていただきます。お願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>資料1の裏面の、「今後の取り組むべき事項・内容」のほうに入らせていただきます。こちらのほう、基本的な考え方というところがまずございませう。今後、2040年問題を見据えて要支援1、2等の高齢者を対象とする総合事業の拡充を図って介護給付費等の抑制及び必要な介護サービスを適切に提供できる環境整備を図っていくとともに、住民主体サービスの活動の充実を通じて地域共生社会の実現につなげてい</p>

きたいというところが基本的な考え方になります。

そのため、令和8年度以降必要なモデル事業を実施するとともに、段階的に総合事業を進めていく必要があるのではないかとということ。また、令和9年度以降についても、基本的にはそれぞれの前年度の事業の取組をしっかりと評価しながら予算編成に取り組んでいきたいということです。現状、右側に図1というのがございます。令和6年度の実績として、下の段、「総合事業経費約11億円」と記載させていただいておりますが、いわゆる総合事業にかかっている費用というのが、ほとんどが従前相当サービスになっているという状況です。この従前相当から多様な主体によるサービス・活動等に移していきたいということです。

では、「一般介護予防事業」についてはどう取り組んでいくのかということになります。まず組織的な問題で大変申し訳ございません。そもそも一般介護予防事業ですとかサービス活動事業をよりしっかりと総合的・一体的に取り組んでいくために、現在、一般介護予防事業については保健サービス課で実施しています。これを、今後は高齢者在宅支援課が所管して一体的に高齢者部門で実施していきたいということです。

「普及啓発事業」については、これまで既存の足腰げんき教室だとかウォーキング講座、口腔ケアと栄養講座、認知症予防教室、65歳からの身体能力測定、様々ありますが、こういったものを統合してより効果的に充実した事業を実施していきたいと考えています。

右側に図2がございしますが、まず一番最初、65歳からの身体能力測定と書いてありますが、杉並区はこれまで6事業こういった教室がございします。これを右側の統合後というように変えていきたいと思っています。まずは、今までの65歳からの身体能力測定は医療専門職による身体能力測定に変えていきたいということです。これまでばらばらに実施をしていた栄養満点サロン以下の講座については1回5日制にして実施をしていきたい。1人の方がこの教室に通うと様々なプログラムのほうに実施していただきたいと考えているところです。

まず、ここに細かく書いてありますけれども、1日目は身体能力測定から始まり、いわゆる運動指導などしながら、2日目については栄養講座、3日目については口腔講座、4日目についてはウォーキング講座、最後は今後の活動参加支援につながるような講座もしながら1人の方に様々なことを知っていただくということを実施していきたいと思っています。

こういったものを杉並区では1年間に30回ほど実施をしながら、元気な高齢者や一定程度体力が落ちてきている方にしっかりと自分の健康を知っていただきながら進めていきたいと考えているところです。

また左側のところに戻りますが、普及啓発事業の2個目の丸のところ、昨年10月から始まっています杉並区の「健幸アプリ」というものがございします。こういったものを活用しながら総合的に進めていきたいということを想定しているところです。

次に、「活動支援事業」のほうになります。既存事業でいろいろ課題があるというご説明をしました。そのため、わがまち一番体操は会場が不足しているエリアに拡充をしていくとか、健幸アプリによる事業の周知。また、公園から歩く会は、実は夏場暑い時期はお休みになっ

	<p>てしまっているので、夏場の代替策を検討していきたい。地域ささえ愛グループについては、今後サービス・活動Bとして実施が可能であるかということを実施団体の意向等を確認しながら検討していきたい。また、地域介護予防活動支援者の育成については、すぎなみ地域大学を活用した人材育成を検討していきたい。この活動支援事業に関しては、令和8年度に今後拡充する内容を検討していきたいと考えているところです。</p> <p>「サービス・活動事業」になりますが、まず「サービス・活動A」に関しましては、令和8年度に委託型の通所サービスのモデル事業で実施していきたい。右側に図3がございいます。杉並区は高齢者が専用に使えるゆうゆう館という施設が26か所ございいます。まずはその26か所のうちの3か所でモデル事業を実施していく考えであり、要支援1、2等の方の状況に応じて、ケア24を通して、週1回2時間程度ではあるのですが、体操だとかレクリエーション、そういったものを中心としたデイサービスにつなげていきたいと思っています。モデル事業に参加した後についても、ゆうゆう館が持っているコーディネート力を活用して、例えばゆうゆう館で行っている協働事業、これはサロン活動もあったりしますしそういったところにつなげる。あと、様々な自主グループによるサークル活動につなげていく。また、ゆうゆう館自体がわがまち一番体操だとか地域ささえ愛グループの活動場所になっていたりしますので、そういったところに入っていくということもあるかと思えます。こういった考え方により、まずはモデル事業をゆうゆう館3か所で実施していきたいと考えているところです。</p> <p>そのほか、また左側に戻りますが、「訪問型サービス」については、今すぐモデル事業というわけにもいかないものですから、令和8年度に今後に向けた検討をしていきたいということです。</p> <p>先ほど申し上げたモデル事業についても、令和9年度以降も順次拡充していきたいと考えているところです。</p> <p>また、「サービス・活動B」ですが、こちらは先ほどの資料のほうにもありましたように、区内には531の類似活動があると把握しています。ただ、この531か所というのが、団体によっては週1回やっているところもあれば月1回やっているところもありますし、大分動きも違うとか、場所も個人宅を利用している、どこか借りてやっていると、様々あるかと思えます。そうやってたくさんの通いの場がありますので、まずそういった通いの場がサービス・活動Bの可能性あるのかどうなのか、しっかりと状況を確認させていただきながら丁寧にお話をしていけたらなということです。</p> <p>「サービス・活動C」に関しましては、今後ケア24からつなげていただく際の手続の簡略化ですとか、令和9年度以降における事業の拡大の方法を検討していきたいと考えています。</p> <p>最後に、「介護予防マネジメント」になりますが、令和9年度におけるマネジメントB、Cの導入を令和8年度に検討して、令和9年度以降、これらの導入を図っていきたいということでございいます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。8年度、9年度こうやっていきたいというご説明だったわけですが、ご質問あるいはご意見おありの方いらっしゃいますか。</p> <p>田中委員、どうぞ。</p>
田中委員	<p>ゆうゆう館というところは、1館1館業者さんは、請け負っている団</p>

	<p>体というのは違うのでしょうか。それと、私は要支援1と2というのは、2というのもまた重い。介護1にすぐ変わるのが要支援2で、要支援2の人は健康上不安定になったり認知に変わったら介護1に変われるという仕組みになっていると思うのです、審査会などでは。だから、ゆうゆう館というのは送迎なしに自分で行くというところなのでしょうか。送迎のサービスは全くつかないという。</p> <p>そのことで、ゆうゆう館というのは元気な人が麻雀したりいろいろな踊りをしているのかな。要支援1、2というのはまたちょっと1人でそこで送迎なしに行くというのは、すごくそこが現実と違うなと思って。送迎なんかがあればまた違うのです。認知の人でも迎えに来るから行くんだみたいな感じで。迎えに来ないと行けない。また、暑さもあるし寒いもあるというところで。もうちょっと1、2の状態を考えると、1人で行くというのが何か、そうだそうだとなかなか言えないような状況があります。</p>
高齢者施策課長	<p>そもそもゆうゆう館というのが、確かに元気な高齢者に使っていた施設であると。自分で来ていただける方を対象としていますが、中には当然付き添いを伴いながらお使いいただいているということもございます。</p> <p>モデル事業のところの対象者というところに要支援1、2の方だけではなくて、「事業対象者等」と記載させていただいているのは、いわゆる要介護認定を受けていなくてもその手前にあるような方にはぜひこういったところに来ていただいて、運動していただく。少しでも今の健康状態を保っていただくということを想定しているところです。ですので、今回モデル事業では、送迎は想定してございません。やはり地域にいらっしゃる方を対象にということになります。</p>
古谷野会長	よろしいですか。今のご説明で。
田中委員	説明だけ分かりました。
古谷野会長	田中課長。
地域包括ケア推進担当課長	<p>地域包括ケア推進担当課長の田中です。確かに要支援の方1、2とはいつでも非常に差があると思っております。ゆうゆう館まで歩いて行ける方もいらっしゃれば、送迎がないと難しい、そんな方もいらっしゃると思います。この事業、サービス・活動A、Cに関しましてはケア24が窓口ということで考えておまして、その際にケア24のほうで、元気ですからサービス・活動Aのモデル事業をご案内いたしますということで通える方もいれば、サービス・活動Cのほうですと、こちらは短期集中サービスといいまして、同じく通所で通ったり訪問でリハビリ等するのですが、専門職がつかまして要介護状態になる前のもうちょっと要支援の方を見越してお元気になるように支援していくサービスですが、そちらですと送迎がありますので、そちらをご利用いただけるかなと思います。また、サービス・活動Aにつきましては、モデル事業で今回始めますが、ケア24につながったときに、案外モデル事業Aよりも地域にある、既にもう地域で活動している団体に、直接サロン等に通われて、そちらでやっていくのはどうですかというご案内もできると考えておしますので、そういったご利用状況もあるかなと思っております。</p>

古谷野会長	<p>要介護になる前の高齢者と言ってもすごく幅があるのですよね。ごく軽いフレイル前のような方もいれば、まさに要介護に行く寸前のような方もいて、その人に応じていろいろなパターンのサービスが提供できればいいなことだろうと思うのです。ですから、ゆうゆう館を利用するというのは、先ほど田中委員がご指摘になったように、どちらかと言うと比較的軽い方たちが中心にはなるのですが、ただ、卒業時点でどこに行くかというのをまた改めて考えていくような流れになるはずですよ。そのように計画しているというのが現状だと聞いておりましたが、よろしいですか。それで。</p> <p>ほか、いかがでしょう。</p> <p>では、松本委員。</p>
松本（浩）委員	<p>もしかしてちょっと話がずれるかもしれないのですがけれども、例えばこの一般介護予防事業ということでいろいろなことをやっていっしょに思うのですがけれども、いろいろな事業にこういった介護予防につながるようなものがあるのかなと思うのです。例えば防災の観点から考えると、口腔ケアに関しては災害関連死に至っては9割くらいが肺炎で亡くなられる。ただ、口腔ケアをすることによって実はそれを防ぐことができるというところも、熊本地震のデータの中で出てきているということもありますので、そういった防災を勉強するに当たって、例えば口腔ケアの勉強をした。これも介護予防になるのかどうか。その一般事業の中に入ってくるのかどうかということはいかがなのでしょう。介護予防と言ってもいろいろな事業の中でいろいろな形でできることがあると思うのですがけれども、それがこの予防事業の予算として使うことが可能になるのかどうかということはいかなのでしょうか。</p>
古谷野会長	では海津課長、どうぞ
高齢者施策課長	<p>今すぐに想定しているかということ、想定はしていません。ただ、そもそも口腔ケアは1つにこうなさい、ああしなさいというだけではないですから、今、委員言われたような内容も、もしかしたらその中には含まれてくる可能性はあります。単体で防災をメインとした講座の中で、それが介護予防教室だという位置づけは今のところ想定していませんが、ここで想定している口腔ケアの中身に関しては、災害のときにはこんなことも大事ですよ、だからこうなのですよということはちょい足しもあったりする可能性はありますし、その中身というのは当然ながらよくしていくものということ想定しているところです。</p>
古谷野会長	<p>いいですか。先ほど河津委員がご指摘になったようなことをこれから丁寧に意見交換しながら可能性を見極めていこうということなのですよ。つまり、総合事業として委託あるいは指定にしていくためには、こういう条件、こういう条件、こういう条件を用意しなければいけないよというのが多分ある。それで現状やっていっしょなものにそれに合っていないということは、多分かなりあり得ますよね。そこで基準に合わせてくださいますかという話、あるいはどうやったら基準に合わせてられるようになるかということ、これから検討していきたいということだったと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございます。まさにそのとおりなのですが、こういう言い方は変なのかもしれませんが、そもそもB的なことは区内でたくさんやっていたらいいのです。ただ、やはり運営をしていくに当たって</p>

	<p>は非常に困っていますとか、Bにすることによって区への報告が増えてしまうよとか、確かに多少のインセンティブがあったとしてもということは出てきてしまうかもしれません。ただ、そういったところの可能性をしっかりと私どものほうも検討して、支援ができる方法があるのかとか、プラスして区民がそこに参加できる方法とか、そういったところを含めてしっかりと対応していきたいと考えているところです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。 どうぞ、高良副会長。</p>
高良副会長	<p>関連しまして、幾つかお話をさせていただければと思います。 まず先ほどおっしゃられた、杉並区は本当にいろいろな活動をされている場がいっぱいあると思いますので、そちらに関して実態を把握して検討されることはとてもよろしいことだと思います。ただ、非常に気を付けていただきたいのは、本当に活動それぞれの良さがすごくあると思うのです。逆にサービス・活動Bに入ることによってその良さが失われてしまうというのは多々ありますので、そのところはお気を付けいただきたいと思うのと、あと、いろいろな活動をされていく中で多分課題が見えてくる。その課題に対してどのように対処するのか、どう支援するのか、区として支援していくのかという意味において、やはり生活支援体制整備事業との関連があると思うのです。こちらもどのようにこの総合事業を充実させる上でどう連動させるのかということを考えていかれる必要があるのではないかなと思います。 また、サービス・活動Cですけれども、先ほど少し会長のほうからお話がありましたが、サービス・活動Cのほうはやはり短期集中で非常に効果も出やすいのですけれども、結局その後活動する場がなくて元に戻ってしまうということが非常に多くありますので、サービス・活動Cを卒業した後どのような活動ができるのか、その場をどれだけつくっていったって、どうつなげていくのかということも含めて、多分先ほどのサービスAの終わった後どうするのかということも全部つながっていくと思うのですけれども、そういったこともお考えいただくことが必要ではないかなと思います。 1点質問なのですが、サービス・活動Bのところでは、訪問型のほうは何も記載がないのですけれども、こちらについてはどのようにお考えでいらっしゃるのか教えていただければと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>ありがとうございます。訪問型も検討していかなければいけないのかなというところはあるのですが、こちらのほうに関しては、サービス・活動Aのところの記載を見ていただくと分かるのですが、委託による訪問サービス・活動A及びBの実施可能性を検討していくとしておりまして、訪問のA、Bに関しては一体的に考えていかないとなかなか難しいかなと思っているところです。既に杉並区内でもサービス・活動B的な訪問をやられている団体というのが幾つかあるということで把握させていただいております。そういったところも考えながらAなのかBなのかというところを柔軟性を持って検討していきたいと思っています。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。 ただ、これから検討していく部分も多いからなかなか大変だと思いますけれども、検討が進む中で地域に潜在しているいろいろなリソースが生かされるようになればそれにこしたことはないわけで、ぜひお進めいただきたいと思っています。</p>

	<p>そういうことで、次の報告に移ってよろしいでしょうか。          ありがとうございました。それでは、次の2番目の報告に移っていただきます。          海津課長。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>「杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和6年度実績）に係る検証・評価について」です。正誤表が4ページに渡っており、大変申し訳ないです。これまでこういった個別の計画の検証・評価をしていなかったということで初めてなものですから、至らないところがたくさんあって大変申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。</p> <p>「検証・評価の目的」でございますが、一層この計画を進めていくために検証・評価を実施して、必要な策を講じてやっていきたいということです。計画の取組方針については、全てで5つということになってございます。全部ご説明をしていくとなかなか時間もないものですから、特に今回この運協でいろいろとご議論いただくとか、関係してくるところをメインにお話をさせていただきます。</p> <p>まず、「取組方針1」の「元気高齢者の社会参加の支援と環境整備の充実」については説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、2ページ以降、「取組方針2」の「高齢者の健康づくり・介護予防の推進」の29ページ「高齢者保険事業等介護予防の一体的な実施」を御覧ください。こちらどういった事業かといいますと、いわゆる国保データベース、KDBですね。そのシステムを活用して健診・医療・介護等の情報から医療専門職が健康課題を分析しながらその課題に基づいて支援対象者を抽出した上で、保険事業や介護予防につなげているという事業になってございます。「令和6年度の主な成果と課題」というところになります。糖尿病性腎症重症化予防事業では、募集定員を超えるくらいのお申込みを頂いたのですが、面談の実施日が限られていたところから、希望の日程に沿えなかったということで実績を下回ってしまったところがございます。</p> <p>「低栄養防止事業」については、事前測定と事後測定を実施したことで参加者が自身の変化を直接確認できた点で好評を頂くなど、動機づけにもつながりましたよというところになっております。</p> <p>「令和7年度以降の方向性・改善策」というところになります。今後は定員を超える申込があったところについては、対象者の関心の高さが伺えることもあるものですから、定員を増やすといったこととか、低栄養防止保健指導事業プログラムでは、効果測定として事後評価ができることより効果的な指導に反映できる体制をそれぞれ整えていきたいと考えているところです。</p> <p>次に、取組方針の4になりますが、48ページを御覧ください。「ケア24の総合相談の強化」です。皆様ケア24自体どういったものなのかはお分かりいただいているかと思えます。高齢者の総合相談の充実を図りながら実施をさせていただいているところがございます。こちら、令和6年度の主な成果と課題については、委託費を増額させていただいて職員を増員するなどの体制強化を図ることができました。職員研修についても、新任研修、介護予防マネジメント研修、地域づくり研修、認知症研修だとか課題別研修等を開催しながらケア24の職員の人材育成とサービスの向上を図ることができたというところが大きかったのかなというところです。</p> <p>また、新任者の増加によって人材育成、総合相談を強化するために、</p>

職員アンケートですとかケア24センター長会等での意見要望等を踏まえながら、職種や職層ごとの研修を計画的に実施していく必要があるのではないかということ課題としているところです。また、運営経費ですとか開設時間のあり方を検討していく必要があるということも課題で、この後の報告事項でも報告させていただくこととなりますが、ケア24の開所時間の見直しですとか、より一層周知度を高めていくことを推進していきたいということで、令和7年度以降は考えているところです。

次に、方針5になります。60ページを御覧ください。これ以降、施設整備系の説明になります。

「小規模多機能型居宅介護事業所の整備」というところで、杉並区、圏域ごとに進めているところがございます。令和7年度に開設予定のところについては、問題なく建設助成を行いながら実施してきているところです。ただ、未整備地域、高円寺地域がございますので、7年度以降についても地域偏在がないように整備を進めていきたいと考えているところです。

61ページになりますが、特養に関しては整備が一定程度進んでいるところから、整備の予定はしてございませんが、基本的には各年度の最新データを基にしながら定期的に需給予測を行って、必要な整備が認められるときは計画化を図っていきたいとさせていただいているところです。

また、同じページの「ケアハウスの整備」については、休止中のケアハウス今川については令和8年度の運営再開に向けた設計だとか行っていたところではございますが、令和7年度以降、実は区内の特別養護老人ホームの大規模改修があることから、その代替施設に有償で貸付をして、それから大規模改修が終わった後に再開をするということで、令和9年度以降にケアハウス今川については開設するというで見直しをさせていただいているところがございます。

62ページ、「認知症高齢者グループホームの整備」ですが、本来、令和6年度に2施設開所するところが1施設になってしまったということで、令和7年度に1か所整備されています。23区内でも実は杉並区、認知症高齢者グループホームの整備が大分進んできたということもございます。そういったことから、令和7年度についてはこの需給予測を実施し、その結果、令和8年度までに一応新たに整備をする必要はないという結果が出てきましたので、令和8年度、1所整備を行う予定だったところを、整備をしないと見直しをさせていただいたところです。

次に63ページ、「都市型経費老人ホーム」になります。こちらのほうは、実は短期入所施設であったショートステイマイルドハート西荻というところを一部転換して、都市型経費老人ホームとして開設の準備を令和6年度は実施させていただきました。無事令和7年度中にオープンができました。今後はこちらの未整備地域となっている、阿佐谷、高円寺、方南、和泉地域については、整備を順次進めていきたいと考えているところがございます。

それとちょっと飛びまして、71ページです。「介護事業所職員向け研修の実施」でございます。令和6年度は委託による研修の計画を13回予定して実施してきたところです。ただ、なかなか希望する研修テーマに対応する講師と調整ができなかったために、実施が6回できなか

	<p>ったというところになっています。今後やはり職員のスキルアップですとか介護の質の向上を図るためには様々な研修テーマを検討していく必要もありますし、ニーズに合ったテーマを速やかに設定することで研修回数が減らないように、また研修を増やせるようにより多くの職員の研修機会を確保していきたいと考えているところです。令和8年度からは、区主催の研修を動画で撮影したアーカイブ配信も今後新たに実施しながら、介護職員が業務状況に応じて一定期間いつでも視聴できる環境を整えていくという考えでいるところでございます。</p> <p>次、72ページ、「初任者研修等受講料の助成」になりますが、こちら令和6年度については受講料の助成が、前年度に引き続いて希望者が多かったのですが、計画に比べて実績が低かったという状況になっております。引き続き人材確保・定着のためにこちらのほうについては実施していきたいと考えています。令和7年度以降はこの受講料の助成に加えて、介護に従事する無資格者に義務化された認知症介護基礎研修の受講料も新たに助成を対象とさせていただきます。今後も事業所の意見を聞きながら、こういった助成制度の拡充を図りながら実施していきたいと考えているところでございます。</p> <p>次ページです。「非常勤健康診断等の助成」になります。これは職員15人以下の小規模サービス事業所に対してですが、非常勤職員の健康診断ですとか精神保健相談に係る経費の一部を助成している事業になります。令和5年度から2事業所に加えて合計24事業所から申請がありました。活用いただいた非常勤の方の定着率もかなり高い93.6%という状況になっています。効果が出ているのかなということもありますので、令和7年度以降についても継続、拡充の要望も出ていることを踏まえながら、さらに非常勤職員の限定を撤廃して対象拡大することなども検討させていただいていくということにしてございます。</p> <p>74ページ、「主任介護支援専門員・介護支援専門員法定研修受講料の助成」になります。こちら令和6年度から5年ごとに受講する法定研修の一部助成をしているところです。こちらのほうは、東京都の事業と併給することとし、効果的に進めています。申請の開始時期が12月になってしまったため、実績が大幅に下がってしまったところがございます。引き続き、こちらのほうについても人材確保・定着のためにしっかりと支援をしながら実施していきたい、継続していきたいと考えているところです。</p> <p>以上でございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。この資料を御覧のとおり、ものすごいボリュームなので。これを全部説明したら大変なことになるのでかいつまんでご説明いただいたところですが、説明のなかったところを含めてご質問あるいはご意見のある方いらっしゃいますか。</p> <p>では、高良副会長。</p>
高良副会長	<p>内容ではなくて、この検証・評価のやり方につきまして1つご意見をさせていただきます。</p> <p>他の区のところでも介護保険運営協議会の委員をさせていただいた経験があるのですが、そちらのほうでは毎年必ずこのような形でご報告を頂いていました。その際、やはりこれだけのものを全部見ていくというのは、つくられるほうも大変だと思いますが、見るほうも大変なのではないかなと思いますので、できれば大きいA3とかに横のほ</p>

	<p>うに表をつくって、それぞれの事業ごとに全体が全て何枚かで見えるようにするとともに、最も重要なのは、評価を全て何%やったか、計画の数に対して実績が何%達成したかというパーセンテージで出して、何%から何%は例えばA評価にするとかS評価にするとかみたいな基準を1回つくっていただいて、そして、それをSですとかAですとかBですとかいうように一覧で見えるようにしていただくと、どの部分が課題なのか、どこところがしっかりとできているのかというのがかなり分かりやすいのではないかなと思います。</p> <p>その上で、もちろん達成していたから絶対よいというだけでないものもあるのです。例えば参加人数がしっかりと行っていた、でも実はとか、逆に行っていなかった、でも実は背景としてこういうものがあるのです、というのもあると思いますので、そのあたりだけ備考欄に理由をちょっと書いていただくみたいなことをすると、非常に全体像としての評価ができて、それを踏まえてのご意見というものを多くの委員の皆様から頂ける状況をつくれるのではないかなと感じました。</p> <p>以上になります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。 海津課長、どうぞ。</p>
高齢者施策課長	<p>次回以降、今、高良副会長からあったような視点も参考にさせていただきます。ありがとうございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。この介護保険運営協議会の委員を10年以上やっていますけれども、進捗、評価、報告を頂いたのはこれが初めてなのです。つくるところまでは関わったのだけれども、つくった後どうなったかという報告を聞く機会がなかった。最初だからいろいろ大変だったと思いますけれども、これからはより簡略化した形でいいのですよね。しかし、はっきり分かるような報告を適時していただけるといいのではないかなと思いました。</p> <p>ほかにいかがでしょう。松本委員。</p>
松本（浩）委員	<p>細かい点なのですが、32ページのところで、安心コールのところなのですけれども、新規20世帯で実績が132世帯と記載がされて、増加したのは6なのですが、これは新規は20だけれど6だったという意味合いなのでしょうか。こういう記載のところもちょっと工夫していただくと、言うなれば分かりやすいのかなと思ったところです。</p>
高齢者施策課長	<p>これは132のうち6増えているけれどそれが全て新規なのか、そうではなくて新規が何件あったのかということも分かるようにということですかね。</p>
松本（浩）委員	<p>そうです。</p>
高齢者施策課長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。ありがとうございます。一度にぱっと読んで理解できるような代物ではないので、少し時間をかけて復習できればと思っております。ありがとうございます。 それでは、次の報告事項に移ってまいります。田中課長、お願いします。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>私からは、「杉並区地域包括支援センター（ケア24）の開所時間の変更等について」ご報告させていただきます。</p>

	<p>区内に20所ある地域包括支援センター（ケア24）ですが、令和8年4月1日から開所時間の変更を行います。その変更についてですが、現在、平日9時から19時までのところを4月以降は9時から17時までとなりまして、土曜日については現状9時から13時までのところを変更後4月からは9時から17時となります。これによって平日の開所時間が短縮となる一方で、土曜日の開所時間を延長としまして、共働き世帯の増加等に伴う今後の相談や支援ニーズに答えられる環境を整えていくこととなります。</p> <p>また、平日は時間が短縮されますが、実績を見ますと、ほとんどの相談が17時までであることが分かっておりますので、17時以降の緊急時の電話連絡については、これまでどおり緊急の電話受付のほうで対応ということになります。</p> <p>また、平日はこれまでですと夜間の勤務があったためにローテーション勤務ということで、ケア24の職員の採用につながらないケースもあったということを知っておりますので、介護人材の確保につながることも期待しているところです。</p> <p>変更の周知についてですが、現在既に区のホームページですとか各ケア24のチラシで掲出をしております。現在委員の皆さんのお手元にも本日お配りしておりますが、カラー刷りで分かりやすいものを用意させていただきました。より周知が進むように今回広報課の専門監の力も借りましてかなり分かりやすいものをつくっております。</p> <p>そのほか、これから3月の区の広報で周知するほか、SNSでも発信する予定でおりますので、多くの方に今後土曜日が開くということを知っていきたくと思っております。</p> <p>また、今回の変更に伴いまして、これまで地域包括支援センター（ケア24）という表記をしておりましたが、区から発行する周知用のリーフレットですとかチラシについては、「高齢者総合相談窓口ケア24」に変更いたします。ただ、これは地域包括支援センターという名称がなくなるものではなくて、初めて「ケア24」という名称を目にした方でも、ここが高齢者の総合相談窓口なのだということがすぐ分かるように工夫するものです。ですので、チラシやリーフレットにも必ず地域包括支援センターという文言は残す予定でおりますし、関係機関ですとか国や都の調査等については、地域包括支援センターという名称で出していきます。</p> <p>私からは以上となります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。働き方改革を含めて開所時間を少し変更して、土曜日の午後をより充実させていくというお話でした。</p> <p>いかがでしょうか。ご質問、ご意見。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。それでは次の報告について進んでまいります。地域密着型サービス事業所の指定についてです。お願いします。</p>
介護保険課長	<p>介護保険課長の佐々木です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは資料の4を御覧いただきまして、地域密着型サービス事業所の区外の指定について1件、地域密着型通所介護についてご報告いたします。こちらは介護保険法第78条の2第1項によるものでございます。</p> <p>事業所名はリハビリデイサービスnagomi武蔵関町店。所在地は練馬区関町北四丁目でございます。法人は株式会社nCSというところが運営をしております、こちらは杉並区民が令和7年10月1</p>

	<p>日から1名、12月1日から1名の合計2名がこの事業所を利用していることから、10月1日付で指定をいたしました。 私からは以上となります。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。区外施設の指定についてのご報告でした。よろしゅうございますね。ありがとうございました。 前回もそうでしたけれども、今回も随分早く予定された議題が終わってしまったのですが、最後、その他ということをお願いしたいと思います。</p>
高齢者施策課長	<p>高齢者施策課長です。次回になります。令和7年度第4回杉並区介護保険運営協議会のほうは3月26日を予定してございます。3月26日同時刻ということになっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。日程、会場も正式に決まりましたらまた通知させていただきますが、一応予定としては3月26日、14時からということで、木曜日ですね。よろしくお願いたします。以上です。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。おかげさまで早めに終わることができました。ご協力ありがとうございました。</p>